

こべっひなんけいかく 個別避難計画さくせいを作成しましょう！

いのちまも ~命を守るために きょう 今日からできる防災ぼうさいの取組みとく~



個別避難計画とは



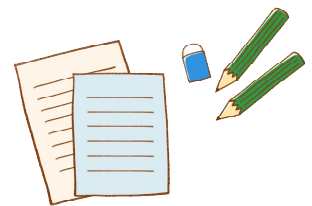
災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障害者などの「避難行動要支援者」のかたが、どのように安全に避難できるか、あらかじめ考え、整理することを目的とした個人ごとの避難計画です。

「誰と、どこに、どうやって避難するか」、「災害時に配慮が必要なこと」など、災害発生時に取るべき具体的な行動を、ご本人やご家族、地域の支援者が事前に確認し共有しておくことが、「避難行動要支援者」のかたの安全な避難につながります。

個別避難計画を書いてみましょう！！

①誰が作成するの？

箕面市から郵送で個別避難計画の様式を送付します。
ご自身またはご家族などと相談しながら計画を作成しましょう。



②災害時に支援を求める方法を考えましょう！

ご家族や親戚、ご近所の方々などに相談して、避難支援者（避難所への同行など、必要な支援をしてくれるかた）を決め、災害時の具体的な避難の方法を考えましょう。

③個別避難計画を共有しましょう！

作成した計画は、原本を市に提出してください。
市では提出された個別避難計画の内容を確認後、原本をお返ししますので、原本はご自身で保管してください。
また、もしもの時に備え、計画の写しをご家族や避難支援者に共有しましょう。
市では、提出された計画を、関係機関や関係者に共有します。（くわしくは、計画の様式上部にある〈留意事項〉をご確認ください。）

よくある質問

Q. 個別避難計画は必ず作成しないといけませんか。

個別避難計画は、災害対策基本法第49条の14第1項の規定により、本人の同意が得られない場合は、作成することができません。

作成を希望されない場合は、個別避難計画の様式上部にある、「個別避難計画作成の同意」について、「同意しない」にチェックを入れて、同封の返信用封筒にて市に返送してください。

Q. 一人で作成できない場合はどうすればいいですか。

ご家族や親戚、ご近所の方々などに相談していただきながら、記入例を参考にして作成をお願いします。

相談できるかたがおられない場合は、問い合わせ先にご連絡ください。

Q. 個別避難計画をつくれば、必ず助けが来ますか。

個別避難計画は、災害時に取るべき具体的な行動や持ち物などを、ご本人やご家族などがあらかじめ確認・共有し、地域による助け合い（共助）の活動を推進することで、安全な避難につなげることが目的です。

公的機関等による優先的な救助を保証するものではありません。

また、支援者が法的な責任や義務を負うことはありません。

【問い合わせ】（令和8年4月から組織の名称が変わります）

《障害者手帳をお持ちのかた》

令和8年3月まで

箕面市 健康福祉部 障害福祉室

令和8年4月から

箕面市 福祉部 障害福祉課

電話番号 072-727-9514

ファクス 072-727-3539

《高齢者のかた》

令和8年3月まで

箕面市 健康福祉部 高齢福祉室

令和8年4月から

箕面市 福祉部 高齢福祉課

電話番号 072-727-9505

ファクス 072-727-3539